

函館市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付事務取扱要領

函館市住宅用太陽光発電システム設置費補助金の交付については、函館市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

- 1 要綱第7条第1項に規定する別に定める期間は、当該年度の4月1日（土日にあたる場合は、翌開庁日）から1月31日（土日にあたる場合は、前開庁日）までとする。
- 2 様式第1の申請書および様式第4の事業実績報告書の提出は、特別な理由がある場合を除き、持参によるものとする。
なお、申請者は交付申請に係る手続の代行を、太陽光発電システムを販売する者等に対して依頼することができる。
- 3 対象システムの設置工事完了日および建売における建物の引渡日は、当該年度の3月31日（土日にあたる場合は、前開庁日）までとしなければならない。
- 4 要綱第9条第1号アに規定する市長の承認を受けなければならない補助事業の内容の変更とは、次に掲げる変更とする。
 - (1) 補助金交付申請書に記載した対象システムの太陽電池の最大出力の変更
 - (2) 対象システムのメーカーまたは太陽電池モジュールの型番の変更
 - (3) その他市長が必要と認める変更